

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号。以下「特例規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

液体クロマトグラフ質量分析計の借入れ

(2) 賃貸借物品名及び数量

液体クロマトグラフ質量分析計 一式

(3) 賃貸借物品の内容等

別添仕様書のとおり

（本機器の設置に伴う据付調整、調整に伴う消耗品、電気配線、現有機器の撤去、試運転、操作説明に要する費用は入札金額に含むこと）

(4) 賃貸借期間

令和9年3月1日～令和14年2月29日（5年間）

(5) 設置場所

愛媛県立衛生環境研究所2階 精密機器室2（愛媛県東温市見奈良1545番地4）

(6) 設置期限

令和9年2月26日

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8～10年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入物品の設置期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 借入物品の搬入設置、必要な配管配線及び稼働調整を適確に実施し、かつ、機器調整や緊急時の修理対応が可能であること。
- (4) 3の(1)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 特例規則第1条に規定する特定調達契約を締結する希望がある者として、令和8年度～10年度までの競争入札参加資格審査申請を行い、受理されている者であること。

3 入札関係書類の交付、提出場所等

(1) 入札参加資格の確認等

入札の参加を希望する者は、入札参加に必要な資格（上記2）を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出すること。

① 必要書類

入札参加資格確認申請書（様式1）（ア～エの書類を添付すること）

ア 誓約書（様式2）

イ 納入実績等証明書（様式3）

ウ 仕様書（品名、メーカー名等仕様の詳細が確認できるもの。ただし、様式定めなし。原則としてカタログ、メーカー発行の仕様内容の詳細を確認した証明書、図面、技術的資料等を添付すること。）

エ 仕様確認書（別添様式に必要事項を記載すること。）

②提出先及び提出期限等

ア 提出先 愛媛県立衛生環境研究所 総務調整課管理係

イ 提出期限 令和8年10月5日午後5時15分まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の執務時間中）

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）（期限必着）

（2）質問受付期間

①受付先 愛媛県立衛生環境研究所 総務調整課管理係

②受付期間 令和8年9月28日午後5時15分まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の執務時間中）

③質問方法 電子メール、郵送、FAX又は持参（期限必着）
なお、電子メールの場合は、件名を「液体クロマトグラフ質量分析計借入れ入札の質問」とし、「eikanken@pref.ehime.lg.jp」（愛媛県立衛生環境研究所メールアドレス）に送信すること。

（3）入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、入札参加の可否について、令和8年10月9日までに、「競争入札参加資格決定通知書」により当該決定結果を通知するものとし、通知未達の可能性がある場合は併せて電話等にて連絡する。

4 入札及び開札の日時、場所等

（1）日時 令和8年10月23日午前10時00分

（2）場所 愛媛県立衛生環境研究所1階 多目的会議室

（3）開札 即時開札とする

（4）入札参加者は、入札当日、次のものを持参すること

○入札書

○代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式4）が必要

○代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑）

5 入札書の提出方法

（1）提出方法及び提出期限

持参又は郵送等によることとし、郵送等による場合は、入札日前日の令和8年10月22日午後5時15分までに必着のこと。

（2）注意事項 郵送等による入札者については、同額入札となった場合、落札者の決定に際し、入札執行事務に関係のない当研究所職員が代わってくじを引くこととする。

また、初回の入札で落札しない場合、再入札、見積については、郵送等による入札者は辞退したものとみなす。

（3）提出先 愛媛県立衛生環境研究所 総務調整課管理係
〒791-0211 愛媛県東温市見奈良1545番地4

6 入札保証金

（1）入札参加者又はその代理人は、公告等において、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」（様式5）に、過去2年間に、国、地方公共団体等の公的機関と、同程度の賃貸借契約をしたことを証明する書面の写し（2件以上）を添付し

- て、令和8年10月5日午後5時15分までに衛生環境研究所総務調整課管理係へ提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。
- (2) 上記(1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続に従い納付しなければならない。
- ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」(様式5)に、過去2年間に、国、地方公共団体等の公的機関と、同程度の賃貸借契約をしたことを証明する書面の写し(2件以上)を添付して、令和8年10月5日午後5時15分までに衛生環境研究所総務調整課管理係へ提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。
- (2) 上記(1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

8 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、令和8年10月5日午後5時15分までに電子メール(eikanken@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名)しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 その他の事項

入札参加者若しくはその代理人が、本件に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。

10 問い合わせ先

- (1) 愛媛県立衛生環境研究所
資格審査等に関する照会先 総務調整課管理係
仕様書等に関する照会先 衛生研究課水質化学科
- (2) 所在地 〒791-0211 愛媛県東温市見奈良1545番地 4
- (3) TEL089-948-9678 FAX089-948-9677

入札上の注意事項

1 入札会場における注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (2) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。
- (3) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (5) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (6) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(5)の立会職員以外の者は入場することができない。

2 入札の方法等

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札執行者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、テレコピー、その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しない物で記載又は押印し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認められるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。
- (11) 入札金額は、当該業務に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者

か免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(12) 入札回数は3回を限度とする。3回で落札しない場合において、予定価格と入札額の差が僅少のときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

(13) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。

入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出するか、又は持参若しくは郵送等（(3)に規定する郵送等に限る。ただし、開札日時までに到達したものに限る。）により提出して申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

(1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。

(2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。（関与した全ての入札が無効）

(3) 件名又は入札金額のないとき。

(4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。

(5) 金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。

(6) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。

(7) 件名、仕様又は対象の名称等に重大な誤りのあるとき。

(8) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。

(9) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。

(10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しないとき。

(11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札をしたとき。

(12) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

4 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。

(4) 本件に関する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

(5) 入札公告等により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(6) 開札は即時開札とする。

(7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。